

【別紙 4】

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

		屋内							
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・ 滞在時間の制限						入場人数の 制限・滞在 時間の制限	
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	乗車人数 制限・ 時差通勤 座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける	
密閉	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気	
		マスク着用							
		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける							
衛生 対策 ・ その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	入場時手指衛生						こまめな 手洗い	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス								
	—	（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック						—	—
		従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散							